

財団法人尾瀬保護財団 嘱託職員 募集要項

- 1 雇用期間 平成30年11月1日から平成31年3月31日まで
- 2 募集人員 1名
- 3 業務内容
庶務事務（特に給与計算事務、社会保険手続事務）、総務事務一般
- 4 勤務地
公益財団法人尾瀬保護財団
(群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階)
- 5 応募条件
 - ア 学歴、年齢不問
 - イ 会計事務の知識又は経験がある方
 - ウ パソコン処理（表計算、文書作成等）が可能な方
 - エ 普通自動車運転免許を所持している方
 - オ 心身ともに健康で、人と明るく接することができる方
- 6 勤務条件
 - ア 報酬 月額163,000円
ほかに月額通勤手当、時間外手当、期末手当等の制度あり
（(公財)尾瀬保護財団嘱託職員取扱要綱に基づき決定します。）
 - イ 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分時間勤務
 - ウ 休暇 当財団の規定による有給休暇を付与
 - エ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険に加入
 - オ その他 平成30年11月30日までを試用期間とし、適性、能力、勤務状況により平成30年12月1日以降の雇用を判定します。
- 7 応募方法
封筒に「嘱託職員採用希望」と朱書きし、①履歴書（市販のもので可、写真を必ず貼付）、②志望の動機を記した書面（様式任意、400～800字程度、自筆）を平成30年10月19日（金）までに下記の送付先に郵送してください（必着）。
これまでの職務経験内容や関係する資格等について、その内容を履歴書に簡潔に記載してください。
- 8 選考方法
書類選考を行った上で、面接を行い、採用予定者を決定します。

応募書類の送付先／問い合わせ先
〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁15階
財団法人尾瀬保護財団 担当 原嶋
TEL027-220-4431 FAX027-220-4421